

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：アメリカンエンジニアリングコーポレーション
- 業者の住所：沖縄県宜野湾市大山7-11-47
- 2 指名停止措置期間：令和8年8月10日から同年10月9日まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲：福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県
沖縄県
- 4 事実概要
- 同社は、過去3事業年度（令和5年1月1日から令和7年12月31日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第7条第2号イ、ロ及び同法第15条第2号ロの規定に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。このことが同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年6月5日、建設業許可部局である沖縄総合事務局から22日間の営業停止処分を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表第2の11

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～10 略	
(建設業法違反行為)	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	